

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢市決定）

都市計画土沢地区地区計画を次のように変更する。

名 称	土沢地区地区計画		
位 置	滝沢市土沢及び牧野林地内		
面 積	約 12.3 ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、住宅、工場、商業系施設とが混在し、市街化が進行している。 このため、地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、住宅と工場、商業系施設の調和を図り、工場、商業系施設の利便を増進するとともに、住居の立地が集団化している地区は、その環境を保護し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 A地区 商業施設、沿道サービス施設及び環境の悪化をもたらす恐れのない工場の利便を増進する土地利用を図るとともに、近隣の住宅地の居住環境を保護するため、一部娯楽施設について、建築物の用途の制限を行う。</p> <p>2 B地区 住宅地としての環境を保護する土地利用を図る。また、居住環境を保全し、良好な市街地の形成を図るため、建築物の用途の制限を行う。</p> <p>なお、都市計画道路を中心に、既存の道路を有効に活用しながら区画街路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の確保を図る。</p>		
地区整備計画	地区規模及び地区施設の配置	道 路	区画道路 幅員 6.0m 延長約 730m
	地区の区分	地区の名称	A地区 B地区
		地区の面積	約 8.7 ha 約 3.6 ha
に建築する等	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物は建築してはならない。	建築基準法別表第二（へ）項に掲げる建築物は建築してはならない。

「地区整備計画の区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

理 由

区域区分の区域の微修正に合わせ、地区計画の区域を変更するため、本案のとおり変更しようとするものである。